

四日市市上下水道局管理規程第5号

四日市市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月27日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

四日市市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規程の一部を改正する規程

四日市市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規程（平成19年上下水道局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、四日市市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成5年四日市市条例第8号。以下「条例」という。）第<u>2</u>条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、四日市市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成5年四日市市条例第8号。以下「条例」という。）第<u>2</u>条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めることを目的とする。</p>
<p>(使用開始等の届出)</p> <p>第7条 条例第<u>1</u>4条の規定により施設の使用開始等を行おうとする者は、排水設備使用開始・休止・廃止・再開届（第5号様式）を管理者に提出しなければならない。</p>	<p>(使用開始等の届出)</p> <p>第7条 条例第<u>1</u>3条の規定により施設の使用開始等を行おうとする者は、排水設備使用開始・休止・廃止・再開届（第5号様式）を管理者に提出しなければならない。</p>
<p>(使用料の減額又は免除の手続き)</p> <p>第9条 条例第<u>2</u>0条の規定により、使用料の減額又は免除を受けようと</p>	<p>(使用料の減額又は免除の手続き)</p> <p>第9条 条例第<u>1</u>8条の規定により、使用料の減額又は免除を受けようと</p>

する者は、使用料減額・免除申請書  
(第6号様式)を管理者に提出しな  
ければならない。

する者は、使用料減額・免除申請書  
(第6号様式)を管理者に提出しな  
ければならない。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(上下水道局管理部生活排水課)